

平成 21 年 3 月 17 日

受益者の皆様へ

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

**「アクサ IM 世界の創業者ファンド(1年決算型・3ヶ月決算型)愛称:タレント・グローバル」
繰上償還(予定)のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当社商品に格別のご引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、追加型証券投資信託「アクサ IM 世界の創業者ファンド(1年決算型ならびに3ヶ月決算型)愛称:タレント・グローバル」につきまして、別紙の通り繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

受益者の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

**「アクサ IM 世界の創業者ファンド(1年決算型ならびに3ヶ月決算型)愛称:タレント・グローバル」
繰上償還(予定)のお知らせ**

1. 繰上償還の対象となる投資信託の名称

証券投資信託「アクサ IM 世界の創業者ファンド(1年決算型)愛称:タレント・グローバル」

〃 「アクサ IM 世界の創業者ファンド(3ヶ月決算型)愛称:タレント・グローバル」

2. 繰上償還の理由

上記ファンドにおきましては、昨今、解約口数が設定口数を上回る状況が続いており、運用資産額も少額で、今後、運用方針に則った運用を継続するのが困難な額に至る前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると判断いたしました。

3. 異議申立て手続きおよび繰上償還(予定)までの日程

公告日(電子公告)	平成21年3月17日(火)
受益者の皆様からの異議お申立て受付期間	平成21年3月17日(火)から 平成21年4月17日(金)まで
解約届出書届出日(予定)	平成21年4月21日(火)
繰上償還日(予定)	平成21年5月28日(木)

平成21年3月17日(火)(以下「基準日」といいます。)現在における当ファンドの受益者のうち、本件にご異議のある方は、平成21年3月17日(火)から平成21年4月17日(金)までの間に、委託会社である当社に対して書面でその旨をお申し出ください。

上記期間中にご異議のお申立てのあった受益権口数の合計が、基準日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り繰上償還を行います。

上記により合計した口数が、基準日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還を行いません。この場合は繰上償還を行わない旨を速やかに公告の上、受益者の皆様に書面にてお知らせします。

※ 当ファンドの場合、平成21年3月16日(月)以降に新たに取得申込を行い取得する受益者については、異議申立ての権利はございません。

本件にご異議のある方のみお手続きください。

※ 本件にご同意いただける方はお手続きの必要はなく、同意の旨を改めてご通知いただく必要もありません。

4. ご異議のお申立て方法

本件にご異議のある方は、書面(書式自由)に下記事項をご記入の上、郵送にて当社までお知らせください。

- ① ご記入日
- ② ご住所、お名前、お電話番号
- ③ お取引の販売会社名、取引支店名および口座番号
- ④ お持ちのファンド名(「アクサ IM 世界の創業者ファンド(1年決算型または3ヶ月決算型)」とご記入ください。)
- ⑤ 公告日(平成21年3月17日(火))現在でお持ちの受益権口数
- ⑥ 本件に異議をお申立てる旨

※ ご異議のお申立ては、平成21年4月17日(金)に委託会社に到着した分までを有効とさせていただきます。

書面の郵送先

〒108-0072 東京都港区白金1-17-3 NBF プラチナタワー 14F
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
証券業務部 異議申立受付係

※ 当社から各販売会社へ記載内容に関する照会を行なう都合上、お客様のご住所、お名前等、お申し出書面の記載事項については、漏れなくご記入をお願いいたします。記載事項に漏れがある場合等によりお申し出内容の確認ができない場合は、ご異議のお申し出を無効とさせていただきますのでご注意ください。

※ ご異議のお申し出にあたり、上記のお客様に関する情報を販売会社・受託銀行・当社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

個人情報の取扱いについて

- お預かりいたしました個人情報は、繰上償還の実施の判断、異議申立期間後のお客様へのご案内および繰上償還成立時の買取請求に係るご本人確認のみに使用いたします。
- 当社では、ご本人の承諾のない限り、お預かりいたしました個人情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社・受託銀行以外の第三者に開示・提供することはありません。(法令により開示を求められた場合を除きます。)

5. ご異議をお申し出られた受益者の買取請求権について

繰上償還を行なうこととなった場合、本件にご異議をお申し出られた受益者は、平成21年4月22日(水)から平成21年5月11日(月)までの間、当ファンドの受託会社に対し、販売会社を通じて自己に帰属する受益権を公正な価額をもって買い取ることを請求することができます。

この手続きは通常の一部解約の実行の請求に準じた取扱いとし、その価額は受託会社が受益者からの買取請求書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。

- ※ 受益権をご換金されるか否かは任意であり、異議をお申し出られたことで必ず買取りを請求しなければならないわけではありません。なお、買取請求によるご換金をお申込みの場合は、所得税等の課税のほか、受託会社から送付される買取計算書類の郵送料等をご負担(換金代金から差し引かれます。)いただきますのでご注意ください。
- ※ 上記期間中も、異議をお申し出られたか否かに関係なく、通常通り一部解約によるご換金を受け付けております。ただし、上記の買取請求を行った受益権については、一部解約の実行の請求ができなくなります。

本件に関するお問合せ：

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社 証券業務部

電話:03-5447-3170 (土日祝日を除く 9時から 17時まで)